

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第3号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年4月7日

監査委員 明松 優
同 松岡 ちひろ

監査結果に基づく措置状況

監査の種類	定期監査
監査実施期間	令和元年11月1日～令和2年2月25日
監査対象	給付課
指摘事項等	措置状況
<p>[被保険者に対する医療給付費返還金] (指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務規則では「納期限後20日以内に督促状を発する」と定められているが、2か月後に発送していた。 <p>(委員意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 執行管理体制に課題があると考えられる。業務量に見合った執行管理体制等を検討されたい。 	<p>○令和2年3月1日から措置済み</p> <p>○措置の内容</p> <p>令和2年3月から、事務処理方法の見直しを行い、順次、納期限後20日以内に督促状を発送します。</p> <p>なお、4月には係員を増員して執行管理体制を強化し、督促状の全件を納期限後20日以内に発送できるようにします。</p>
<p>[医療機関に対する診療報酬返還金] (指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務規則では「納期限後20日以内に督促状を発する」と定められているが、令和元年11月12日までに調定された25件のうち、1件について、3か月後に発送していた。 	<p>○令和2年3月1日から措置済み</p> <p>○措置の内容</p> <p>令和2年3月から、納期限後は直ちに漏れなく全件の納入の有無を確認し、納入が無かった場合は、20日以内に督促を行うよう徹底しました。</p> <p>なお、4月には係員を増員して事務のチェック体制を強化し、これらの対策を明記した事務マニュアルを整備することで、再発防止を図ります。</p>